

富山大学人間発達科学部インターンシップ実施要項

(趣旨)

第1 この要項は、富山大学人間発達科学部（以下「本学部」という。）におけるインターンシップの実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要項に定めるインターンシップとは、本学部の授業の一環として学生が企業または官公庁等（以下「企業等」という。）において、実習あるいは研修形態の就業体験を行うことをいう。

(授業単位数)

第3 インターンシップの実施期間等により1単位又は2単位を専門共通科目として認定する。

5日間以上かつ内容が適当と判断される場合：1単位

10日間以上かつ内容が適当と判断される場合：2単位

2 開設単位の上限まで複数のインターンシップを行うことができる。

(対象年次)

第4 インターンシップの実施対象年次は、原則として3年次以上とする。

(実施期間)

第5 インターンシップの実施期間は、原則として他の授業科目の履修に支障のない期間に実施する。

(実施場所)

第6 インターンシップの実施場所は、富山県インターンシップ推進センター等から提示された企業等とする。ただし、前記以外の企業等については、学部教務・学生支援委員会（以下「委員会」という。）で認めた場合は、この限りではない。

(履修方法)

第7 インターンシップを履修する学生は、事前に教育学部事務室（教務担当）（以下「教務」という。）に申し込まなければならない。また、インターンシップ履修票及びインターンシップを実施する企業等が求める書類を教務に提出しなければならない。

(事前・事後指導)

第8 インターンシップの実施に際しては、説明会や事前面接等を通じ、十分な事前指導を行うものとする。

2 インターンシップの終了後は、日誌及び報告書等に基づき、事後報告会を行う等、委員会委員が十分な事後指導を行うものとする。

(日誌及び報告書)

第9 インターンシップを履修する学生は、所定の日誌及び報告書を作成し、インターンシップ終了後、速やかに教務へ提出しなければならない。

(成績評価)

第10 インターンシップの成績評価は、企業等の評価、事前・事後指導、記録・まとめ、事後指導報告及び指導教員所見等に基づき、委員会において判定する。

(保険)

第11 インターンシップを履修する学生は、学生教育研究賠償責任保険のインターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険に必ず加入するものとする。

(その他)

第12 この要項に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、学部教務・学生支援委員会において別に定める。

附 則

この要項は、令和5年1月25日から実施し、令和4年4月1日から適用する。